

(仮称) 田人風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成28年9月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 28 年 7 月 29 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 28 年 7 月 29 日（金）付 福島民報（朝刊：29 面）（別紙 1 参照）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・平成 28 年 8 月 1 日（月）発行 広報さめがわ No.748

③ インターネットによるお知らせ

平成 28 年 7 月 29 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙 2-1 参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-11.html>

- ・いわき市のウェブサイト（別紙 2-2 参照）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>

- ・鮫側村のウェブサイト（別紙 2-3 参照）

<http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001259.html>

- ・古殿町のウェブサイト（別紙 2-4 参照）

<http://www.town.furudono.fukushima.jp/news-topikkusu/oshirase/1723>

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

（別紙 2-5、2-6 参照）

<http://eeh-development.com/tabito/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県生活環境部環境共生課（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- ・いわき市本庁総務課（福島県いわき市平字梅本 21 番地）
- ・いわき市田人支所（福島県いわき市田人町旅人字下平石 191 番地）
- ・鮫川村役場総務課（福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5）
- ・古殿町役場産業振興課（福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31 番地）

②インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 2-6 参照）
<http://eeh-development.com/tabito/juran.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 28 年 7 月 29 日（金）から平成 28 年 8 月 29 日（月）まで
- ・縦覧時間：土、日、祝日を除く午前 9 時 15 分から午後 5 時まで
（各庁舎の開庁時間内に準ずる）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、福島県、いわき市、鮫川村、古殿町のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

確認できた縦覧者数は 2 名であった。

（内訳）

- | | |
|----------------|-----|
| ・福島県生活環境部環境共生課 | 1 名 |
| ・いわき市本庁総務課 | 1 名 |
| ・いわき市田人支所 | 0 名 |
| ・鮫川村役場総務課 | 0 名 |
| ・古殿町役場産業振興課 | 0 名 |

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 208 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

①環境影響評価準備書の縦覧等に関する新聞公告中に掲載した。

(別紙 1、別紙 2-1～2-5 参照)

②地域の回覧板で「お知らせ」を配布した。

- ・平成 28 年 8 月上旬 配布対象地区： 田人地区（いわき市）（約 35 世帯）
： 青生野地区（鮫川村）（約 20 世帯）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【第 1 回】

- ・ 開催日時：平成 28 年 8 月 25 日（火） 19 時から 21 時
- ・ 開催場所：入旅人集会所（福島県いわき市田人町旅人和再松木平）
- ・ 来場者数：28 名

【第 2 回】

- ・ 開催日時：平成 28 年 8 月 24 日（水） 14 時から 16 時
- ・ 開催場所：青生野集落センター（福島県東白川郡鮫川村渡瀬青生野 7）
- ・ 来場者数：5 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 28 年 7 月 29 日（金）から平成 28 年 9 月 12 日（月）まで
(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で 5 名の方から 27 件の意見が提出された。

第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条及び第 19 条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、意見の文章は誤字を含め表現を変更しないこととした。また、意見は内容別に順番を再整理している。

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>地元メリットについて 地元自治体の税収増加（操業期間に亘る固定資産税増）とありますが、固定資産税が増えても地方交付税が減額されるので増収はないと聞いています。都合の悪いことは隠しているのではないですか。 メリットは建設期間に地元業者を積極起用することのみです。観光客の増加、教育資源になるかの如く話されましたが、具体的に説明されていません。過去には観光客の増になった例もありますが、風力発電が珍しくなくなった現在では、観光客が減っていることを先例が示しており、地元のメリットはありません。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>地方交付税の減額は、固定資産税による税収増加の75%程度であり、残りの25%分程度は純増となります。</p>
2	<p>いわき市の意見書に答えていない いわき市の意見書に「落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故が発生しており、近年、気象変動による土砂災害が増加する傾向にあることから、安全対策を準備書において具体的に示すとともに、万が一事故が発生した場合の復旧方法や風力発電耐用年数経過後の対応、についても、準備書において具体的に示すこと。」とされています。 しかし、維持管理、落雷、故障、事故等の対応、耐用年数20年を過ぎた場合、営業終了後施設はどうするのかに触れられていません。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>事業地は国有林が大半を占めており、森林管理局との国有林の利活用協議において土砂災害の観点を含め審査されます。また、電気事業法の下「工事計画届」の手続きにおいて経済産業省から安全性について審査を受け、その中で構造計算等についても専門家の確認を受けた後に建設を行います。 当社では、開発、建設、操業と、一貫して自社で責任を持って行っており、メンテナンスも自社で実施しています。万が一事故が発生した際には、速やかに原因の分析と復旧、再発防止の検討を行います。 耐用年数の経過後については、地元関係者と協議し、事業の継続、または建て替え、または撤去を検討します。</p>
3	<p>総合的な意見 貴社で2010年12月より運転開始した「ユース滝根・小白井ウインドファームの発電・売電実績が公表されておらず、自然エネルギーとしての風力発電がどの位寄与しているのか・いないのか判断の材料がありません。 温室効果ガス排出削減になるとの説明ですが、現在稼働の風力発電では削減になっていません。具体的に説明してください。 事業者の説明は都合の良いことばかりで「すべて問題なし、問題あれば検討します。」のあいまいな表現に「善処してくれる」と誤解を与えて納得させており、不安の解消はされていません。 しかも、有効な発電・売電ができるのか？温室ガス削減になるのか？地元でメリットがあるのか？真実は明らかにされていません。 年平均でない春夏秋冬と8月の13時～16時の風況、発電・売電状況の公表を要望します。 低周波・騒音等の環境基準・参考値は安</p>	<p>電気の使用に伴う二酸化炭素排出量については、電気の使用量に排出係数を乗ずることで算定されます。風力発電による二酸化炭素の削減効果は、東北電力から供給される電気の使用に伴う二酸化炭素排出量から、風力発電所から供給される電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を差し引くことで計算されます 【風力発電所の想定年間発電量×（東北電力の排出係数－風力発電の排出係数）】。 なお、電力会社の排出係数については毎年度各社のHPにて公表されています。また、風力発電の排出係数については一般財団法人電力中央研究所から公表されています。 風力発電機の稼働に伴う騒音、低周波音の問題については、事業者としても十分に認識しています。そのため、準備書の予測においては、影響が最大限になると想定される条件で予測・評価を実施し、それらの結果を踏まえて住居からの離隔を確保しました。また施設稼働後も事後調査を実施し、影響が懸念される場合には、専門家の</p>

	<p>全値ではなく、3kmより遠くの住民以外にも被害をもたらしております。発生した場合の運転停止を含め、速やかに対応を約束すること。</p> <p>事故処理や20年を過ぎ事業終了時の撤去・現状復帰、山林復元、責任の明文化を求めます。</p> <p>地元へのメリットは全くなく、我慢と犠牲が強いられ、事業終了の20年後、残るのは廃物となった施設と自然破壊のみとなる可能性が極めて大きい。</p> <p>福島県の集計でも登山など自然を体感できる地域を訪れる観光客は増加しており、この計画は「山の資源を生かし観光交流人口を増やそう」と努力しているいわき市の施策とも矛盾するものです。水道水源保護地域となっており、十分な説明、住民理解を得たとは言えない現段階で、この風力発電は建設すべきではありません。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>助言等を踏まえ原因の分析を行い、状況に応じて適切な対策を講じます。</p> <p>万が一事故が発生した際には、速やかに原因の分析と復旧、再発防止の検討を行います。事業終了時の撤去については、関係法令を遵守し適切な処置をいたします。</p>
4	<p>本準備書では計画予定地の国有保安林の扱いに関する方針が示されておらず、災害リスクに対する、科学的検証も全くされていない。近年多発する豪雨を想定すべきであり、特に北西地区(風車 NO. T1/T2)は、河川源流部(井出川等)に位置し、大きな影響が発生すると思われる。【E氏（福島県福島市）】</p>	<p>国有保安林については、関係機関と協議を実施しています。専門家、関係機関等のご指導を受けながら安全確保を前提に事業を推進します。</p>

2. 騒音・低周波音・振動

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>いわき市の意見書に答えていない騒音、低周波について</p> <p>『施設の稼働時における「騒音」及び「超低周波音」については調査期間を4季に分けそれぞれ設けること。』『稼働後に付近住民から「低周波音」に関する苦情が申し立てられた場合の環境保全措置について検討し、可動制限を含めて、その検討結果については準備書において具体的に示すこと。』が示されていません。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>施設の稼働時における「騒音」及び「超低周波音」の調査については、準備書P.258に記載のとおり、秋季に3日間連続して調査を実施することで、様々な風向・風速下におけるデータを取得しております。このため、調査地点の代表的な騒音の状況を把握できており、調査期間としては適切であったと考えております。</p> <p>稼働後の「低周波音」の影響については、準備書 p.464 に記載の環境保全措置を講じるとともに、同ページに記載のとおり付近の住民の皆様から苦情等のお問い合わせを頂いた場合には、速やかにヒアリングを行い、原因の究明に努めるとともに、状況に応じて、専門家等の助言を踏まえて対策を検討します。</p>

3. 水質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>水質は記載してあるが流量について触れられておらず、土石流の不安が解消されません。水源が確保されるのか、周辺住民の全戸の調査が必要です。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>土石流の対策、水源の確保の重要性については十分に認識しております。専門家、関係機関等のご指導を受けながら安全確保、水源確保を前提に事業を推進します。</p> <p>なお、水源に関しては準備書 p.503～506「参考（地下水影響について）」にて検討を行っております。</p>

4. その他の環境（地形・地質、風車の影・電波障害 等）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電の影について 不快感を与える可能性があるとしながら、具体的に説明していません。【D 氏（福島県いわき市）】	準備書 p. 525 に風車の影（シャドーフリッカー）による予測・評価の結果及び環境保全措置を記載しております。 シミュレーションによる予測の結果、対象事業実施区域周辺の複数の地区において、ガイドラインの指針値を上回る住居があると予測しましたが、シミュレーションは 365 日晴天で、周辺に遮蔽物が無いという前提です。なお、一般論として影のちらつきの影響は距離が離れるほど気になりにくくなります。当事業では、1km 以上の離隔を確保しているため、影響は小さいものと考えます。

5. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	P. 677 のハチクマについて、影響は小さいとしているのに、保全対策を行っているのはなぜか。また、ハチクマよりも衝突率が高い生物（P673 のアオバト等）の保全が行われていないのはなぜなのか。【A 氏（神奈川県川崎市）】	ハチクマの年間衝突個体数は非常に小さいことから、移動経路の遮断・阻害（ブレード・タワー等への接近・接触を含む）の影響は小さいと予測していますが、ハチクマの営巣木が近接している風力発電機については、鳥類からの視認性を高める環境保全措置を行い、影響の低減に努めます。 また、希少猛禽類であるハチクマに比べ、アオバト等の一般鳥類は当該地域に生息する個体数が多く、算出した一般鳥類のアオバト等の年間衝突個体数は全体の個体数に対して非常に小さいことから、影響は小さいと予測しました。 なお、今後、バードストライクの影響を確認するための事後調査を実施し、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言等を踏まえ、状況に応じてさらなる環境保全措置を講じます。
2	P 669 のヒナコウモリについて、ブレード・タワーに接触する可能性があるが、朝日トンネル付近に接置しないということだけで、影響が小さいと言ってよいのか。【A 氏（神奈川県川崎市）】	コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。 その調査結果を踏まえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。
3	コウモリ類の調査手法について P314「高空を飛翔するコウモリ類の有無に留意して調査を行った」とあるが、まずは使用したバットディテクターの機種と探知可能距離について記載せよ。そもそもバットディテクターの探知距離は短く、地上からでは「留意」しても高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほぼ探知できない。P278 専門家等の意見には「高空の調査を行うこと」とあるが、実際には事業者は高空の調査を行っておらず、ただ単に	コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。その調査結果を踏まえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減するために、環境保全措置を実施することとしています。 なお、専門家の助言を踏まえて、調査地域内の数地点において、約 10 m のポール先端にバットディテクターのマイクを

	<p>「留意した」に過ぎない。事業者は「留意」することで専門家の指摘した「高空の調査」をしたように見せかけている。つまり専門家へ意見を聞いたが、実際には、偽装した手抜き調査を行ったということだ。これは欺瞞行為である。</p> <p>本準備書は欺瞞行為により作成されており、記載内容が信頼できない。</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」及び「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き」（環境省）に従い、コウモリ類の専門家の指導の元、追加調査を行うべきだ。【B氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>設置し、地上の虫の鳴声等のノイズの影響を軽減し、上空のコウモリの飛翔状況の把握に努めました。</p>
4	<p>■ 専門家等へのヒアリング日時を記載せよ。【B氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>ヒアリングは 2014 年 12 月 12 日及び 2016 年 8 月 31 日に実施しています。</p>
5	<p>■ コウモリ類の調査手法について以下の事項について記載に不備がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用したバットディテクターの機種及び台数の記載がない。 ・バットディテクターによる調査について、調査日ごとの調査開始時刻と調査終了時刻が記載していない。 ・バットディテクターによる調査について、調査日ごとの天候、気温、風速が記載していない。 ・使用したバットディテクターの探知可能な距離について記載がない。 ・バットディテクターによる調査の調査位置（踏査ルート）の記載がない。 ・専門家等の意見に「コウモリ類の調査は専門家に同行してもらうこと」とあるが、調査は専門家が同行して行ったとの記載がない。専門家が同行したならば、その日時を記載せよ。同行しなかったのなら、その合理的な理由を記載せよ。【B氏（神奈川県川崎市）】 	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p>
6	<p>■ 重要な哺乳類（ヒナコウモリ科）の影響予測について</p> <p>P669「朝日トンネル南側出口付近で飛翔が多く確認している」とあるが、まずはバットディテクターによる調査で、調査範囲のどこを、いつ踏査したのか記載せよ。また、コウモリ類の確認日時をそれぞれ記載せよ。</p> <p>「朝日トンネル南側出口付近で飛翔が多く確認している」のは、「朝日トンネル南側出口付近」を局所的に調査した結果に過ぎないのではないか。「朝日トンネル南側出口付近で飛翔が多く確認している」とするならば、調査範囲全体を、コウモリの活動期間中、日没から日の出まで毎夜調査してから述べよ。むしろ、年間わずか数日の調査にも関わらずコウモリ類が確認されており、出現頻度は高いと言える。</p> <p>コウモリ類は飛翔して移動するので、調査範囲で確認されているならば、仮に改変区</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p> <p>その調査結果を踏まえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。</p>

	域内で確認されていなくてもブレードに接近・接触する可能性が高い。定性的な予測ならば当該風力発電施設でバットストライクが起こる危険性は高いと言える。事業者はコウモリ類への保全対策を至急検討せよ。【B氏（神奈川県川崎市）】	
7	<p>■重要な哺乳類（ヒナコウモリ科）の影響予測について</p> <p>P669「予測は不確実性を伴っている」とあるが、年間わずか数日の「手抜き調査」を行ったから、予測が「不確実」なだけである。</p> <p>「高空の調査」は十分実施可能なのだから、事業者はコウモリ類について追加調査をするべきだ。</p> <p>事業者が自ら記載したとおり、「コウモリ類がブレードタワーへの接近接触の可能性があり」、影響が予測されるので、保全対策を実施せよ。事後調査を「落とし所」にするな。</p> <p>事業者は追加調査のみのよって得られる客観的かつ科学的根拠に基づき、「コウモリ類への保全対策」を、確実に実行せよ。【B氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p> <p>なお、専門家の助言を踏まえて、調査地域内の数地点において、約10mのポールの先端にバットディテクターのマイクを設置し、地上の虫の鳴声等のノイズの影響を軽減し、上空のコウモリの飛翔状況の把握に努めました。</p>
8	<p>■事後調査計画について</p> <p>コウモリ類の死体は小さいため、月1～2回程度の頻度では、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて消失してしまう。ひとつの風力発電機につき、最低でも4回以上/月の死骸探索を、すべての風車について行うこと。</p> <p>コウモリ類の死骸は廃棄せず、普通種も含めてすべて冷凍保存し、「コウモリの専門家」に分析（種の同定を含む）を依頼すること。もしコウモリの死体が発見された場合は、至急「コウモリの専門家」（バットストライクに十分な知識のある者）に相談し、必要な保全措置を講じること。【B氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>バットストライクについては月1～2回程度の事後調査に加え、日々の風車の点検時にも確認を行います。バードストライクについては環境省の手引きに基づき対応方法を社内で規定化しており、バットストライクについてもこれに準拠して実行いたします。影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言等を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置を講じます。</p>
9	<p>■コウモリ類について</p> <ul style="list-style-type: none"> コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 重要種も、重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて、十分な調査を行い、影響予測及び保全対策をしっかりと行って欲しい。 仮に事後調査でバットストライクが確認されたら、どう保全対策をとるつもりか？専門家に聞いて対処するならば、その専門家はだれか。また、事業者が実際に保全対策を実施するという担保はあるのか？ <p>事業者は専門家に意見を聞きながらコウモリ類について欺瞞的調査を行い、適切な</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p> <p>バードストライクについては環境省の手引きに基づき対応方法を社内で規定化しており、バットストライクについてもこれに準拠して実行いたします。影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言等を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置を講じます。環境影響評価法にもとづき、事後調査結果および更なる環境保全措置については報告書としてまとめ、公表いたします。</p>

	<p>影響予測を実施していない。このような姿勢でバットストライクが起きてから保全対策を考えると信用できないし、事故が起こってからでは対応が遅すぎる。事業者はコウモリ類の影響予測と保全対策をまじめに考えるべきだ。【B氏（神奈川県川崎市）】</p>	
10	<p>高空を飛翔するコウモリ類について</p> <p>① ページ 10.1.4-7(オ)において「高空を飛翔するコウモリ類の有無に留意して調査を実施」とあるが、「高空を飛翔するコウモリ類を対象として調査を実施」ではないか。</p> <p>② ヒナコウモリ科 2 (40KHz) についても予測評価を行うこと。高空で記録された40KHzの超音波音声を発する種には希少種が含まれている。</p> <p>③ コウモリ類の高空飛翔調査の結果は、図 10.1.4.1-14「鳥類（渡り鳥）の高度別飛翔経路（秋季調査）」のような、利用分布の頻度状況を図示すること。</p> <p>④ 表 10.1.4.1-41(1)の 20KHz のコウモリ及び 40KHz のコウモリについて、それぞれ現地調査での地点別確認頻度（分布）を示してから影響予測を行うこと。表 10.1.1.1-41(1)の移動経路の遮断・障害では「現地調査での確認箇所の多くは、確認回数が少ないものの、朝日トンネル南側出入口付近では飛翔を多く確認しており」と記述されているが、地点別の頻度等を示さない限り客観的な調査結果とは言えない。さらに表 6-1 の 1-2 による知事意見「予測及び評価については内容が完結となるよう可能な限り定量的方法を用いること」に従い、客観的な判断ができる定量的なデータを示す必要がある。</p> <p>⑤ ページ 10.2-5 及び表 10.2.3-1(16)に「鳥類の事後調査を実施し」ではなく、「コウモリ類および鳥類の事後調査を実施し」とすること。【C氏（埼玉県さいたま市）】</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。その調査結果（個体の確認数、確認された周波数等）を踏まえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減するために、環境保全措置を実施することとしています。</p> <p>ヒナコウモリ科 2 (40KHz) については、重要種である可能性もあるため、評価書においては予測の対象といたします。</p>
11	<p>動物調査結果について</p> <p>① 動物における重要な種の確認位置図が「生息地保護の観点から本書では位置図を掲載しておりません」とされているが、閲覧において第三者が客観的な見解が得られる資料を提示すべきである。非表示ではいつどこになにがどれだけいたのか判断できず、本当に確認があったのか証拠を示していないに等しい。またPDF等は印刷も保存もできない状態であるため、この配慮は不要ではないのか。それならば印刷や保存ができる閲覧方式にすべきである。そして、生息地保護を謳うならば風力発電事業など実施できないのではないのか。偽善的である。情報の無い無駄な図面の掲載は単なるページ増しにすぎず、本書を読みにくくしているだけである。【C氏（埼玉県さいたま市）】</p>	<p>一般的に、重要種を確認した生息地・生育地を示すことで乱獲や盗掘の恐れがあるため、重要種の生息地・生育地保護の観点から位置図を掲載していません。</p> <p>なお、福島県環境影響評価審査会及び経済産業省の環境審査顧問会においては重要種の確認位置を示した資料を用いて審査頂いています。</p>

12	野生動物について、原発事故以来イノシシが増えています。イノシシへの影響、家畜への影響に触れていません。【D氏（福島県いわき市）】	環境影響評価では、重要な動物の生息に与える影響を評価対象としているため、イノシシは対象外としています。
13	この区域（注：北西地区 風車NO. T1/T2）は自然林もよく発達し、小規模ではあるが、ブナの大径木も植生し、ミズナラ、コナラ、クリ、アセビ、タカノツメ等が見られる本地域特有の森林を形成している。このことは、哺乳類、鳥類等、脊椎動物の生息には重要な地域であり、さらに、準備書における調査結果から、クマタカ等の大型猛禽類の衝突率も0以上と想定しており、計画から除外すべきである。【E氏（福島県福島市）】	動植物への配慮として地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる等の環境保全措置を実施し、影響の低減に努めます。
14	ノスリ、ハチクマの代替巣設置や誘導について、具体的な手法が検討されておらず、不信感を抱かざるを得ない。「営巣木の放棄」を促すような行動を取らないよう、慎重な対応を強く求める。【E氏（福島県福島市）】	ノスリ、ハチクマの代替巣の設置については、設置場所や設置方法について、専門家の助言を踏まえて検討いたします。

6. 景観・人触れ

No.	意見の概要	事業者の見解
1	いわき市の意見書に答えていない 景観については「住民の生活領域における各風力発電機の垂直見込角ができるだけ、2度を超えることのないように、風力発電機の配置を計画すること」が達成されておらず、最大4.8度にもなるのに主要な眺望環境への影響は小さいとしている。 ここで言っている垂直見込角は鉄塔の基準です。鉄塔と風力発電機では見え方に大きく違います。茨城県「自然公園における風力発電施設の新築および増築に関わる許可措置命令指導指針」における「視野角1度未満」「視野占有率0.02%未満」を準用すべきです。【D氏（福島県いわき市）】	ご指摘のとおり、一部の地点においては、風力発電機の垂直見込角が2度を上回りますが、背景になじみやすい塗色とすることにより、影響を低減します。なお、垂直見込角の予測については環境省「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月）」の中で送電鉄塔に関する基準が参照されており、これを参考にしています。 主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観については、文献調査と自治体へのヒアリングおよび現地踏査の結果に基づいて選定し方法書に記載しております。

7. 廃棄物・放射性物質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	放射性物質に対する影響評価について、方法書段階でも提言してきたが、周辺区域の放射線量率によってのみ判断するのではなく、計画対象地区の土壌検査を実施し、飛散予測や工事期間中のモニタリングを実施、公表すること。【E氏（福島県福島市）】	事業実施の際には工事の前に放射性物質について調査を行い、その結果をふまえ福島県等関係機関と必要な協議を行います。

8. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■意見書の提出方法について 御社が縦覧に出した千ページ近くもある準備書を、環境の保全の見地から、わざわざ読み、無償で意見を述べるのに、郵送すると手間と費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは時間	ウイルス等のセキュリティ上の観点等から、ご意見は郵送または意見書箱でいただくこととしております。

	<p>的・金銭的負担がかかり大変迷惑だ。御社はなぜEメールで意見書を受け付けないのか？改善を望む。【B氏（神奈川県川崎市）】</p>	
2	<p>■アセス図書（PDF）の公開方法について</p> <p>御社がインターネット公開したPDFは、ショートカットキーが操作できないように細工してある。プリントスクリーンができないようにしたいようだ。縦覧者は千ページ近くもある準備書をわざわざ読み、環境保全の見地からの意見を無償で述べるのに、なぜ縦覧者の利便性を損なう細工までするのか。御社の法アセスに対する背信的な姿勢は理解できないが、それほど、御社の公開したアセス図書にはやましいことを記載してある、ということだけは理解した。しかし、縦覧者のPC操作、つまり利便性を制限する権利は御社にないはずだ。この問題は、すでに環境省及び経済産業省に通告した。至急改善を望む。【B氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>アセス図書縦覧中の印刷規制や、アセス図書の公表を縦覧期間中に限っている点については、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものです。</p>
3	<p>総括的事項について 縦覧について</p> <p>田人風力発電の環境影響評価準備書の縦覧がされました。しかし、持ち出し・複写・撮影禁止では、私たちのような一般人が、この膨大な資料を読み解くことは困難です。電子縦覧もされているが期間を過ぎるとみることができません。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>縦覧図書の持ち出しはご遠慮頂いておりますが、準備書をコンパクトにまとめた“あらまし資料”については、縦覧場所や住民説明会の会場に配布資料として配置いたしました。</p>
4	<p>説明会について</p> <p>説明会の冒頭に「説明会の撮影、録音は禁止。主催者側の撮影、録音はさせていただきます。」は納得できません。</p> <p>19時から21時の予定が会場の都合という理由で20時40分までにされ、質問も1人2件以内と制限されたので住民の疑問に答えないまま終了しています。</p> <p>問題なし報告の根拠が明らかにされないうまま、実測値または予測値が環境基準を下回るとされていますが、果たして山間部に都市部の環境基準を当てはめてよいのでしょうか？</p> <p>その不安を解消するのが対話であり情報の公開だと思いますが、あまりにも一方的すぎ、不十分です。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>会場の都合により急遽、予定より早く閉会となりましたが、閉会後も別室にて希望者からの質疑に応じました。また、多くの方からのご意見を頂けるよう、1回の質問は2件ずつでお願いしました。</p> <p>今後も地域の皆様のご要望等に応じて説明会を開催し、地域の皆様のご理解を得るよう努めてまいります。</p>

日刊新聞紙における公告

福島民報 (平成 28 年 7 月 29 日 朝刊 29 面)

環境影響評価準備書の公表について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)三大明神風力発電事業及び(仮称)田人風力発電事業の環境影響評価準備書を以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社 エーラス エナジーホールディングス
代表者 代表取締役 桐角 秀幸

所在地 東京都港区虎ノ門四丁目二番二号

◆対象事業の名称(対象事業の種類、規模)
(仮称)三大明神風力発電事業(風力発電事業、約35,700kW)
(仮称)田人風力発電事業(風力発電事業、約21,600kW)

◆対象事業の実施区域
(仮称)三大明神風力発電事業：福島県いわき市遠野町入遠野地内他
(仮称)田人風力発電事業：福島県いわき市田人町貝泊地内他

◆関係地域の範囲
(仮称)三大明神風力発電事業：福島県いわき市
(仮称)田人風力発電事業：福島県いわき市、鉸川村、古殿町

◆準備書の縦覧
(仮称)三大明神風力発電事業
縦覧の場所：福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務課、いわき市遠野支所、いわき市三和支所、いわき市常磐支所
縦覧期間：平成二十八年七月二十九日(金)から平成二十八年八月二十九日(月)まで
縦覧時間：土日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時まで
(開庁時間に準ずる)

電子縦覧：<http://ech-development.com/sandinyoin/>
(仮称)田人風力発電事業
縦覧の場所：福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務課、いわき市田人支所、鉸川村役場総務課、古殿町役場産業振興課
縦覧期間：平成二十八年七月二十九日(金)から平成二十八年八月二十九日(月)まで
縦覧時間：土日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時まで
(開庁時間に準ずる)

◆意見書の提出
電子縦覧：<http://ech-development.com/tahito/>
準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出

提出期間：平成二十八年九月十二日(月)まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目三番二番二号 TEL 03-5404-1537
担当：野口、楠田

お問い合わせ時間：土日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時三十分まで

◆準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

平成二十八年八月二十三日(火) (三大明神)	午後七時～午後九時(予定)	渡戸高野多目的集会施設
平成二十八年八月二十四日(水) (三大明神)	午後二時～午後四時(予定)	上遠野公民館
平成二十八年八月二十五日(木) (三大明神)	午後七時～午後九時(予定)	入遠野公民館
平成二十八年八月二十六日(金) (田人)	午後七時～午後九時(予定)	入旅人集会所
平成二十八年八月二十七日(土) (田人)	午後七時～午後九時(予定)	青生野集落センター

インターネットによる「お知らせ」 (福島県 ウェブサイト)

環境影響評価実施案件

(仮称)田人風力発電事業

[インターネット環境を整備](#)
[印刷用ページを表示する](#)
 掲載日：2016年7月29日

(更新情報)

平成28年7月29日(金)環境影響評価準備書が公告及び縦覧に供されました。

事業の名称	(仮称)田人風力発電事業			
事業者	株式会社ユースエナジーホールディングス			
事業の種類	風力発電所設置事業			
事業の実施区域(予定)	福島県いわき市田人町貝泊地内 他			
事業の規模	出力	21,600kW		
関係地域(※)	いわき市、鮎川村、古原町			
配慮書	公告日	平成26年10月21日(火)		
	縦覧期間	平成26年10月21日(火)～平成26年11月20日(木)		
	縦覧場所	いわき市本庁総務課、いわき市田人支所、鮎川村総務課、古原町産業振興課		
	意見書提出期間	平成26年10月21日(火)～平成26年11月20日(木)		
	福島県環境影響評価審査会	平成26年10月31日(金) 議事概要 [PDFファイル/451KB] 平成26年12月14日(日) 議事概要 [PDFファイル/321KB]		
	知事意見	通知日 平成26年12月19日(金) <全文> [PDFファイル/154KB] 今後事業者は対象事業に係る環境影響評価の項目を選定する等により環境影響評価方法書を作成することとなります。		
方法書	公告日	平成27年7月1日(水)		
	縦覧期間	平成27年7月1日(水)～平成27年7月31日(金)		
	縦覧時間	午前9時15分～午後9時		
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務課、いわき市田人支所、鮎川村総務課、古原町産業振興課		
	意見書提出期間	平成27年7月1日(水)～平成27年8月14日(金)		
	説明会の開催	1. 平成27年7月24日(金)午後7時～午後9時 入旅人集会所 2. 平成27年7月25日(土)午後7時～午後8時 青生野集落センター		
意見数	20			
福島県環境影響評価審査会	開催日	平成27年8月3日(月) 議事概要 [PDFファイル/282KB] 平成27年11月30日(月) 議事概要 [PDFファイル/332KB]		
知事意見	通知日	平成27年12月9日(木) 本文 [PDFファイル/233KB] 経済産業大臣は、今後知事意見等を勘案して、事業者に対して環境影響評価項目等について勧告を行います。		
準備書	公告日	平成28年7月29日(金)		
	縦覧期間	平成28年7月29日(金)～平成28年8月29日(月)		
	意見書提出期間	平成28年7月29日(金)～平成28年9月12日(月)		
	説明会の開催 (予定)	日時	(1)平成28年8月25日(木)午後7時～同9時 (2)平成28年8月26日(金)午後7時～同9時	
		場所	(1)入旅人集会所 (2)青生野集落センター	
	意見数			
	公聴会の開催	-		
福島県環境影響評価審査会	開催日			
知事意見	通知日			

インターネットによる「お知らせ」
(いわき市 ウェブサイト)

「(仮称)三大明神風力発電事業」及び「(仮称)田人風力発電事業」の環境影響評価準備書を次のとおり、縦覧しています。

【縦覧期間】

平成28年7月29日(金)～8月29日(月)

【縦覧場所(縦覧時間)】

● (仮称)三大明神風力発電事業環境影響評価準備書

- ▶ いわき市役所本庁舎(1階 ロビー、縦覧期間中(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 遠野支所(縦覧期間中(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 三和支所(縦覧期間中(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 常磐支所(縦覧期間中(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 事業者ホームページ(縦覧期間中)
<http://eeh-development.com/sandaimyojin/>

● (仮称)田人神風力発電事業環境影響評価準備書

- ▶ いわき市役所本庁舎(1階 ロビー、縦覧期間中(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 田人支所(縦覧期間中(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 事業者ホームページ(縦覧期間中)
<http://eeh-development.com/tabito/>

【意見書の提出】

準備書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、提出先まで郵送ください。

【意見書の記載事項】

1. 提出者の氏名及び住所
2. 準備書に対する環境保全の見地からの意見

【意見書の提出期限】 平成28年9月12日(月)当日消印有効

【意見書の提出先及び問合せ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

電話：03-5404-5337

お問合せ時間：土日祝日を除く午前9時15分から午後5時30分まで

環境影響評価準備書についての説明会

● (仮称)三大明神風力発電事業環境影響評価準備書

1. 8月23日(火) 19:00～21:00(予定) 渡戸高野多目的集会施設
2. 8月24日(水) 14:00～16:00(予定) 上遠野公民館
3. 8月24日(水) 19:00～21:00(予定) 入遠野公民館

● (仮称)田人神風力発電事業環境影響評価準備書

1. 8月25日(木) 19:00～21:00(予定) 入旅人集会所

インターネットによる「お知らせ」
(鮫川村 ウェブサイト)

福島県東白川郡
鮫川村
Samegawa Village

文字サイズ 標準 拡大 色合い変更 標準 青 黄 黒
For Foreigners

村民が世代を超えて つながり支えあい 一人ひとりが輝く村づくり

観光情報
Tourism Information

お探しの情報は 何ですか?
Search 例: 住民票 鮫川村全体を検索 検索

よく検索されるキーワード: 入札 鹿角平 補助

暮らし Living 村政 Village Government 産業・ビジネス Industry / Business

ホーム > 暮らし・行政情報 > 産業・ビジネス > 産業・ビジネスのお知らせ > (仮称) 田人風力発電事業についてのお知らせ

産業・ビジネス

ツイート いいね! LINEで送る

(仮称) 田人風力発電事業についてのお知らせ

(仮称) 田人風力発電事業の環境影響評価準備書が公開されました。
下記リンクにて、準備書、意見書様式、説明会日程を確認できます。
[環境評価図書ウェブサイト- \(仮称\) 田人風力発電事業](#)

お問い合わせ

このページに関するお問い合わせは **総務課** です。
役場庁舎1階 〒963-8401 鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5
電話番号: 0247-49-3111 ファックス番号: 0247-49-2651

お問い合わせフォーム

メニュー

- ① ハローワーク求人情報(平成28年8月4日号)を更新しました
- ② (仮称) 田人風力発電事業についてのお知らせ
- ③ 鮫川村人・農地プランを策定しました
- ④ 鮫川村工事等指名競争入札心得(平成27年4月1日施行)を掲載します
- ⑤ 水田フル活用ビジョンを策

インターネットによる「お知らせ」
(古殿町 ウェブサイト)

古殿町 流鏝馬の里
ふるどの

文字サイズ 小 中 大

背景 白 黒 黄 青

言語を選択 ▼

▶ [サイトマップ](#) ▶ [アクセス](#) ▶ [お問い合わせ](#) ▶ [リンク](#)

🏠 [くらしの情報](#)

🎓 [教育・生涯学習](#)

📖 [観光・伝統・文化](#)

🏭 [しごと・産業](#)

📖 [町政情報](#)

[ニュース・トピックス](#)

▶

[納税日](#)

▶

[お知らせ](#)

▶

[イベント](#)

トップ > [ニュース・トピックス](#) > [お知らせ](#) > いわき市田人地区で計画中の風力発電について

いわき市田人地区で計画中の風力発電について

いわき市田人地区で計画中の風力発電施設について、環境影響評価準備書及びこれを要約した書類を役場で縦覧しています

▶ 環境影響評価法に基づき、(仮称) 田人風力発電事業の環境影響評価準備書を以下のとおり公表します

1	対象事業の名称	(仮称) 田人風力発電事業
2	事業者の名称	株式会社ユラスエナジーホールディングス
3	対象事業の種類	風力発電所設置事業
4	対象事業の規模	発電出力：約 21,600 KW
5	対象事業実施区域	福島県いわき市田人町目泊地内 他
6	縦覧期間	平成28年7月29日(金)～平成28年8月29日(月)まで
7	縦覧時間	開庁日の午前8時30分～午後5時15分まで
8	意見書の提出先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階 株式会社ユラスエナジーホールディングス 広報IR・環境アセスメント部 楠田利紗瑛 (電話番号03-5404-5337)

(お問い合わせ時間 午前9時15分～午後5時30分まで)

• [電子縦覧](#)

👍 いいね! 0
🐦 ツイート
👤 G+ 0
📞 LINEで送る

このページの情報に関するお問い合わせ先
産業振興課 電話番号：0247-53-4613、4620 FAX：0247-53-3154

インターネットによる「お知らせ」
 (株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



(仮称)田人風力発電事業

お知らせ

平成28年7月29日(金)	(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について
平成28年7月29日(金)	(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について
平成27年7月31日(木)	(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表を終了しました
平成27年7月1日(水)	(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について
平成27年7月1日(水)	(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について
平成27年11月21日(金)	(仮称) 田人風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表を終了しました
平成26年10月21日(火)	(仮称) 田人風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表について
平成26年10月21日(火)	(仮称) 田人風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について
平成26年10月21日(火)	(仮称) 田人風力発電事業 ホームページを開設致しました

インターネットによる「お知らせ」

(株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【電子縦覧について①】

(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について

平成28年7月29日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス



当社は、平成28年7月29日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 田人風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

準備書

表紙・目次	準備書 1/25 [257KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	準備書 2/25 [155KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	準備書 3/25 [3.64MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.1 自然的状況	準備書 4/25 [7.37MB]
3.2 社会的状況	準備書 5/25 [3.96MB]
第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法	準備書 6/25 [3.98MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	準備書 7/25 [532KB]
第6章 方法書についての意見及び事業者の見解	準備書 8/25 [402KB]
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	準備書 9/25 [432KB]
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	準備書 10/25 [5.54MB]
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	準備書 11/25 [154KB]

【電子縦覧について②】

第10章 環境影響評価の結果	
10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	
10.1.1 大気環境	準備書 12/25 [4.84MB]
10.1.2 水環境	準備書 13/25 [5.43MB]
10.1.3 その他の環境	準備書 14/25 [2.49MB]
10.1.4 動物	準備書 15/25 [11.07MB]
10.1.5 植物	準備書 16/25 [9.10MB]
10.1.6 生態系	準備書 17/25 [7.48MB]
10.1.7 景観	準備書 18/25 [8.57MB]
10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	準備書 19/25 [1.01MB]
10.1.9 廃棄物等	準備書 20/25 [128KB]
10.2 環境の保全のための措置	準備書 21/25 [374KB]
10.3 事後調査	準備書 22/25 [295KB]
10.4 環境影響の総合的な評価	準備書 23/25 [512KB]
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	準備書 24/25 [155KB]
第12章 その他環境省令で定める事項	準備書 25/25 [8.18MB]
資料編	資料編 [2.05MB]
要約書	要約書 [2.05MB]

準備書及び要約書は、平成28年7月29日（金）～平成28年8月29日（月）の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（承認番号 平28情使、第336号）

本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）、電子地形図25000、電子地形図20万及び基盤地図情報を使用しました。（承認番号 平28情使、第276号）

